

措置等」に改め、同条中「除去の下に」、「排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去」を加え、同条第一号中「及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条第二号中「特定油」を「油又は有害液体物質」に改め、「油、有害液体物質」を削る。

土交通省令で定めると、これにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

者

二 当該船舶の船長又は船舶所有者
質に、「認められる」を「認める」に改める。
第四十二条の二十五第一号中「排出特定油」を

第四十一条の三第一項中「その他の物」の下に「若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質を加え、「又はこれら」を「これら」に改め、「設置者」の下に「又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者」を加える。

二 第一項第一号の海洋危険物管理施設又は同項第二号の施設の設置者

「排出油等」に改め、同条第二号中「排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去（第四十三条の五及び第四十三条の六において「排出油の防除」という。）」を「排出油等の防除」に改める。

第四条第一項の規定に依る特定期油を、油又は液体物質に改め、同条中「大量の特定油」を「大量の油又は有害液体物質」に、「排出特定油」を「排出油等」に、「排出された特定油」を「排出された油又は有害液体物質」に改める。

第四十二条の四の次に次の二条を加える。
（危険物の排出が生ずるおそれがある場合の措置）

第四百一十九条の二第一項中「大量の特定油」を「排出油等」に、「認められるを認める」に改め、同条第二項中「大量の特定油」を「大量的油又は有害液体物質」に、「排出特定油」を「排出油等」に、「認められる」を「認める」に改める。

「第四十二条の二」の見出し中「が排出されたを
の排出があつた」に改め、同条第一項中「この条」
の下に「第四十二条の四の二」を加え、同項ただ
し書中「第五項まで」の下に「の規定」を加え、同条
二二二、二二三、二二四。

の故障その他の海難が発生した場合又は海洋危険物管理施設の損傷その他の海洋危険物管理施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋危険物管理施設から危険物の

第四十二条の二十七第一項中「特定油」を「油漬物質」に改め、同条第二項第一号中「のうち特定油に係るもの」を削る。

に次の一項を加える

排出が生ずるおそれがあるときは、当該船舶の船長又は当該海洋危険物管理施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難又は異常な現象が発生した日時及び場所、海難又は異常な現象の状況、危険物の排出が生じた

液体物質が」に、「排出油の」を「排出油等の」に、「排出油防除計画」を「排出油等防除計画」に改め、同条第二項中「排出油防除計画」を「排出油等防除計画」に改め、同項第一号中「油」の下に「又は有害

険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生の防止その他の海上災害の発生の防止のため必要な措置を講ずべき」と命ずることがで
きる。

場合に海上災害の発生の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項までの規定

液体物質」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「排出油」を「排出油等」に改め、同条第三項及び第四項中「排出油防除計画」を「排出油等防除計画」に改める。

第一項第一号の船舶の船舶所有者又は同号の設置の設置者

第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

前項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を方上止する限り、緊急通信等の手段により、該災害の状況を速やかに通報する。

第四十三条の六の見出し中「排出油」を「排出油等」に改め、同条第一項中「タンカー」の下に「又は有害液体物質を輸送する船舶」を加え、「油」を「油又は有害液体物質」に改め、同項各号中「排出油等」を「非排出油等」に改め、同条第二項中「非排出油等」

第三項に規定する場合において、海上保安庁
あるときは、当該船舶の船舶所有者)
第四十二条の三に次の一項を加える。

官は、沿岸の安全を守るために緊急に当該危険物の排出を防止する必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険物の抜取りそ

「防除計画」を「排出油等防除計画」に改める。

長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国

の他当該排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

「の配備」を「その他の排出油等の防除のために必要な機械器具の配備、排出油等の防除に関し必要

項」を「第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項」に改め、同条第十一号中「第三十九条の四第一項」の下に「又は第三十九条の五」を加え、同条第十五号中「違反して」を「違反して」に改める。

第六十一条中「第九条の六第二項」を削る。
別表第一第一号及び第二号中「有害液体物質等」を「有害液体物質」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第九条の六、第五十五条の二及び第六十一条の改正規定 公布の日から起算して一年六

月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三十九条の四の次に一条を加える改正規定、第四十八条第四項の改正規定(「油濁防止緊急措置手引書」の下に「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書を加える部分を除く。」及び同条第八項の改正規定(「に立ち入り、」を「若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な」に、「を検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める部分に限る。)並びに第五十七条第十一号の改正規定 平成二十年四月一日

(命令に関する経過措置)

第二条 施行日前に海上保安庁長官がこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第四十条の規定によりした命令(排出された油(特定油を除く。)及び有害液体物質に係るものに限る。)は、この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第三十九条第三項の規定により海上保安庁長官がした命令とみなす。

第三条 施行日前に海上保安庁長官が旧法第四十条の二第二項の規定によりした命令は、新法第四十条の二第二項の規定により国土交通大臣がした命令とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第十八条及び第十九条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(港則法及び海上交通安全法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「又は第四十二条の三第一項」を「第四十二条の三第一項又は

一 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第

二五五条ただし書

二 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第三十三条规定

(災害対策基本法の一部改正)

第七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第十一号中「第四十三条の二第一項」を「第四十三条の五第一項」に、「排出油」を「排出油等」に改める。

(水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第三十八条第三項」を「第三条第三号」に改める。

一 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十三条规定

二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十五条第一項の表第五

法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の改正規定中「第十七条」を「第十七条」に、「第十条の十第四項」を「第十条の十第四項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第十四号」の下に「第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)」を加える。

第三十五条第一項中「第十五号」の下に「(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)」を加える。

理由

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の実施等に伴い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対しても速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け、海上保安庁長官による防除計画の策定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第九条 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)